

災害時医療救護活動マニュアル

令和7年5月

広島県

(広島県地域保健対策協議会 災害医療体制検討特別委員会 編)

4 医療に関し特別な配慮が必要な者への対応

(1) 人工透析患者

① 人工透析と災害

人工透析は、腎不全患者の腎臓に代わり人工的に余分な水分・塩分や老廃物を排泄する処置であり、診療の中断は、患者の生命に関わる危機的状態を意味する。

透析の診療には、大量の水と電気を必要とすることから、大規模断水や停電が発生した場合は、対象地域の透析医療機関の診療継続のため、応急給水や医療機関の非常用発電機への給油、他地域での透析患者の診療受入等の調整が必要である。

また、交通遮断により通院不能となった患者が発生した場合、空路、海路等により患者を透析医療機関へ搬送する等の措置も必要となることに注意が必要である。

② 透析医療機関

災害時は、自院の被害状況を把握し、EMISに入力する。被害が発生している場合は、広島県透析連絡協議会（非会員は所管の保健所）へ、被害の程度、透析診療の継続可否を連絡するとともに、支援を要請する。

診療継続が困難な場合は、近隣の透析医療機関や市区郡地区医師会、保健所等と協議し、自院の患者（入院、通院）の透析診療受入先を調整する。

交通遮断により通院不能となった患者が発生した場合は、消防などに救助を要請する。陸路が完全に遮断される等、消防でも対応不能な場合は、広島県透析連絡協議会（非会員は所管の保健所）へ、その旨連絡するとともに、支援を要請する。

③ 広島県透析連絡協議会

大規模災害（大規模断水等のライフライン被害を含む。）が発生、又は、特別警報等が発令される等の状況から、DMAT班から要請があった場合は、会員に対し、災害への備えと、EMISへの被害状況の入力を要請するなど、注意喚起する。

会員から支援の要請があった場合は、DMAT班へ要請内容を取りまとめて共有するとともに、必要に応じて、広島県DMAT調整本部へリエゾンを派遣する。

また、日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）へも情報を共有するとともに、透析医療継続に向けた支援を要請する。

④ DMAT班

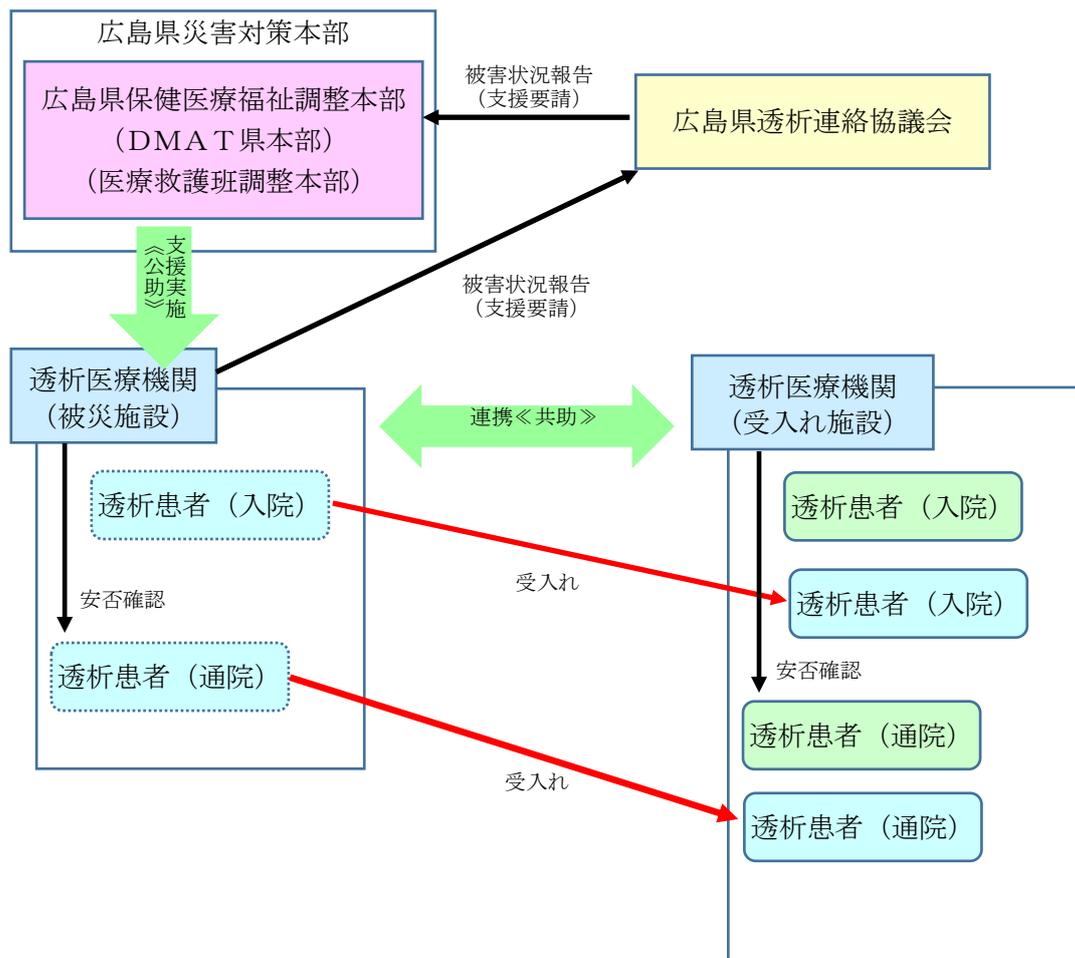
大規模災害（大規模断水等のライフライン被害を含む。）が発生、又は、特別警報等が発令される場合は、広島県透析連絡協議会を経由し、人工透析医療機関の長へ注意喚起の通知を発出する。

保健所又は広島県透析連絡協議会から支援要請の連絡があった場合、必要な支援の実施のための調整を行う。

なお、災害時の支援の基礎情報とするため、平時から透析医療機関の1日当たりの使用水量、受水槽の有無及び容量等の情報は照会・把握しておく。

このため、広島県透析連絡協議会及び透析医療機関は、県の基礎情報調査に協力するものとする。

【透析患者の受入及び支援実施に係るフロー】



(2) 妊産婦・新生児（周産期）

災害時には、不安やストレス、環境の変化などによる身体的・精神的影響に対する支援が必要であるが、特に妊産婦・新生児は、その特性を踏まえた適切な支援が必要である。

① 災害時小児周産期リエゾンと医療機関との連携

災害時小児周産期リエゾンは、被災妊産婦・新生児（NICU管理が必要な低出生体重児あるいは低出生体重児分娩予定の妊婦を含む。）の情報を、関係機関連絡網や「大規模災害対策情報システム（PEACE）」等を活用して把握に努め、かかりつけ医療機関、バックアップ病院（地域周産期母子医療センターや地域の基幹病院）及び総合周産期母子医療センター間の連携を助言及び支援する。

② 総合周産期母子医療センター（県立広島病院・広島市立広島市民病院）

ア 総合周産期母子医療センターは、災害時小児周産期リエゾンを通じて、全ての被災妊産婦の情報把握に努め、全県の周産期現場の被災状況、復旧状況などを把握する。

イ 災害時小児周産期リエゾンと連絡を密にし、ハイリスク分娩妊婦等救急患者の搬送受入体制を備えておく。

③ 患者等の搬送

災害時小児周産期リエゾンは、県保健医療福祉調整本部において、患者等の搬送について、地域医療搬送や広域搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報収集及び調整の支援を行う。